

入札説明書

公益財団法人とちぎ未来づくり財団では、当財団が指定管理を受託している栃木県立とちぎ海浜自然の家において、栃木県立とちぎ海浜自然の家 宿泊室内修繕業務を締結する相手先を、一般競争入札によって決定します。

入札への参加を希望される方は、本入札説明書のほか仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

カーペットの床は擦り切れて摩耗が進行しており、壁のクロスは剥がれている箇所が年々多くなっている。利用者が安心安全・快適に宿泊して活動するために修繕する。

2 入札に付する事項等

- (1) 修繕業務件名 栃木県立とちぎ海浜自然の家 宿泊室内修繕
- (2) 修繕業務内容 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和8(2026)年3月9日(月)から令和8(2026)年3月13日(金)まで
- (4) 履行場所 公益財団法人とちぎ未来づくり財団 栃木県立とちぎ海浜自然の家
宿泊室 418, 419, 420号室

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法令施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県及び茨城県における競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号、平成8年茨城県告示第254号)に基づき、入札参加資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 令和8(2025)年1月15日において、以下に基づく指名停止期間中でない者
栃木県：指名競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成22年4月1日施行)
茨城県：茨城県物品調達等登録業者指名停止基準(平成24年4月20日施行)
- (4) 栃木県内又は茨城県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 国又は地方公共団体又は公益法人において1の(1)と同様の修繕実績を有すること。

4 質問書及び回答について

- (1) 受付期間
令和8(2026)年2月1日(日)から令和8(2026)年2月7日(土)までの午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)
- (2) 提出方法
質問書(指定様式)をメール、持参もしくは郵送する。
- (3) 質問者への回答
質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和8(2026)年2月14日(土)までに栃木県立とちぎ海浜自然の家のホームページに掲載する。

5 入札の手続き等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒311-1412 茨城県鉾田市玉田336-2
公益財団法人とちぎ未来づくり財団 栃木県立とちぎ海浜自然の家 管理課
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和8(2026)年2月20日(金)午前10時から 栃木県立とちぎ海浜自然の家内

6 入札方法

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額総額を入札書に記入すること。

(2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

イ 再度の入札は 2 回までとする。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、最低価格者との協議のうえ決定する。

(4) 入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

7 落札者の決定方法等

(1) 公益財団法人とちぎ未来づくり財団 栃木県立とちぎ海浜自然の家が定める予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がある時は、これに代えて当該入札事務に係る財団職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び公益財団法人とちぎ未来づくり財団会計規程細則第101条第3号から第7号までに掲げる入札にかかる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

公益財団法人とちぎ未来づくり財団会計規程細則第106条に基づいて設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 最低制限価格の有無

有

(5) 契約

契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(6) その他

ア 本書を入手したものは、当該手続き以外の目的で本書を使用してはならない。

イ 文書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び契約の解除を行うことがある。

9 問い合せ先

〒311-1412 茨城県鉾田市玉田336-2

公益財団法人とちぎ未来づくり財団 栃木県立とちぎ海浜自然の家 管理課

T E L : 0291-37-4000 F A X : 0291-37-4008 E-mail: kaihin@tmf.or.jp